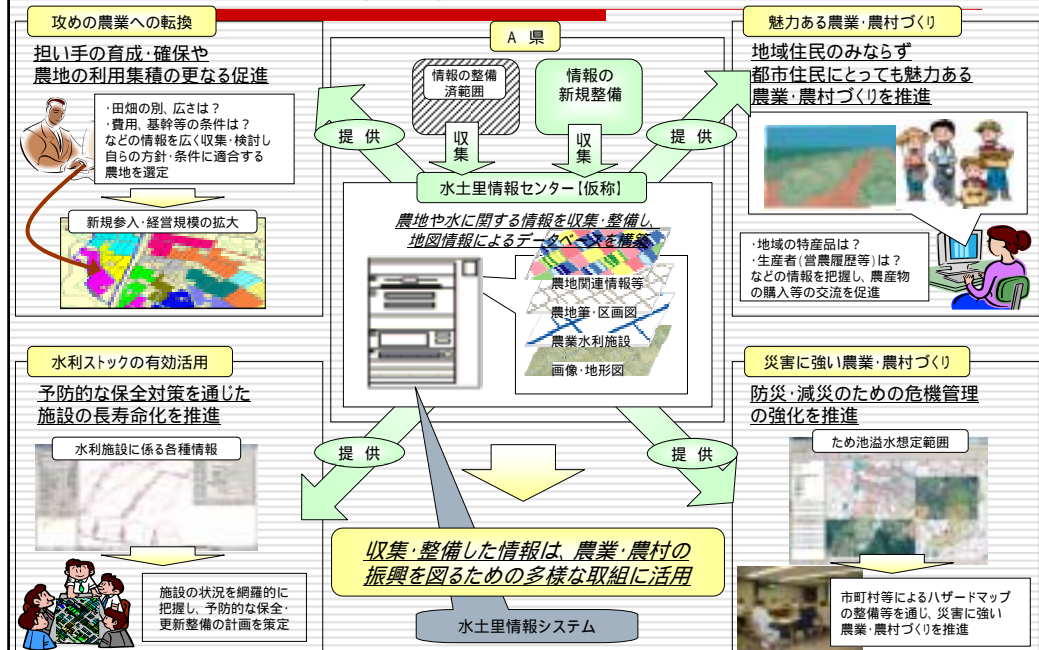


水土里情報利活用促進事業について

平成18年7月19日

農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課

水土里情報センター(仮称)のイメージ



水土里情報センター(仮称)のイメージ

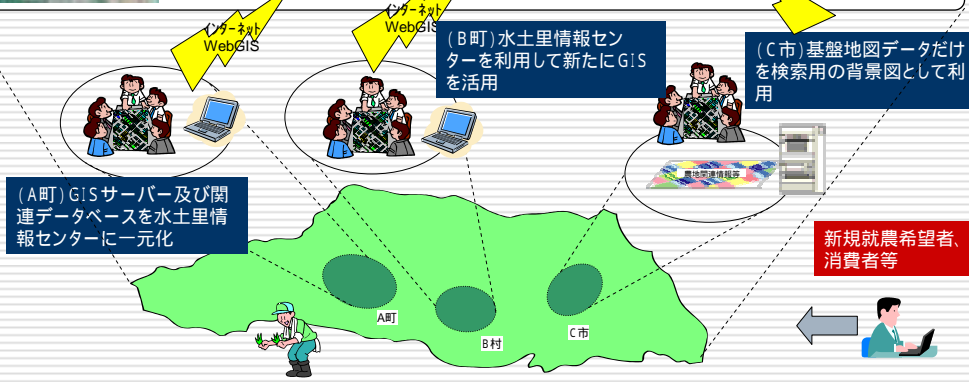
水土里情報センター

(都道府県水土里ネット)

農業・農村基盤地図(1/2,500)



| | | | | | |
|-----------------------|-----|--|-----|------|-----|
| A市 | ... | B村 | ... | C市 | ... |
| 農地関連情報等 (地理情報標準準拠) | | 農地関連情報等 (地理情報標準準拠) | | 利用せず | |
| | | 農地筆・区画図 農業用排水施設 画像・地形図 (地理情報標準準拠) | | | |



水土里情報、農業農村基盤図のイメージ

農業の持続的な発展、農村の振興等を目的とした多様な取組に活用する属性情報



多様な取組に活用する属性情報の整備に不可欠な基礎的情報

補助対象

- 農地関連情報 (傾斜度、農道整備状況等)
- 農業用水関連情報 (用・排水状況、水利慣行等)
- 所有・耕作者、貸借意向情報
- 作付作物、営農履歴情報
- 施設整備管理・更新履歴情報等
- 農地筆・区画図
- 農業用排水施設
- 画像、地形図

水土里情報

農業・農村基盤地図(イメージ)

[1/2,500程度]



水土里情報利活用促進事業の運用概要

- 範囲
 - 全国で水土里情報センターが開設されることを想定し、本事業の運用を行う。
- 事業主体
 1. (データ整備・暫定運用)都道府県土連
 2. (運営方針検討等)全土連
 3. (システム開発等)日本水土総研
- 補助事業期間
 - 平成18年度から22年度(5年間)
- 運用開始時期
 - 採択年度内に暫定運用を開始することを目標
 - 補助金効果の早期発現のため
 - 水土里情報センター(運営内容やシステム)の実証を行うため
 - 平成20年度までに全ての都道府県を採択して暫定運用開始することを想定
 - 補助事業期間後の平成23年度から本運用(本運用に対する補助はなし)

水土里情報センターに向けて検討すべき課題

1. 利用機関の要望に合ったサービスを提供できるか
2. 経営所得安定対策や地域資源保全施策等の重要施策とのタイアップができるか
3. 既存のシステムとの互換性をどのように確保するか
4. センターの運営(体制、費用面)をどのように行うか(如何にスケールメリットを大きくするか、利用者の実費負担を軽減できるか)
5. 個人情報登録する場合に、いかに個人情報保護法の手続きをクリアするか
6. 万全なセキュリティ対策をどのようにとるか
7. オルソ画像や地籍図などのデータを行政機関からの提供等により効率的かつ経済的に整備することができるか
8. 利用機関と情報共有するためのルールづくり
9. 農業以外への有効活用はできないか

農業・農村基盤図

□ 基本的な考え方

- これまで農村地域では大縮尺の空間データがなく、地理情報システムの活用が遅れていることを踏まえ、農業関係機関や行政機関が農村地域の大縮尺空間データを利用できる環境の構築を目指す。よって、多様な機関による活用を想定した汎用性の高いデータの構築を行う。
- なお、行政機関での利用が想定されることから、農業・農村基盤図をGISアクションプログラム2002 - 2005(地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議)における「空間データ基盤」としての位置付けも視野に入れ、必要な方法により整備を進める。

□ 整備範囲・縮尺等

- 地域の利活用に必要な地域の空間データ整備を対象
- 大縮尺での利用に耐えうる精度として1/2500レベルでの空間データ整備を目指す。ただし、1/2500相当の縮尺精度のデータを作成できる地形図やデジタルオルソが存在しない山間部などでは、これに準ずる精度(1/5000等)の確保を目指す。

(参考) 水土里情報利活用促進事業で整備予定の地図情報

□ 対象とする地図情報の種類(「要領第3の(1)」)

- ア 1/2,500縮尺のデジタル基図
- イ 農業用排水施設の位置及び名称等の基礎的な情報
- ウ 農地筆・区画の位置・形状及び面積等の基礎的な情報

□ 対象範囲

- (農業振興地域等の)範囲の限定は設けていない
- 農業・農村分野における地図情報の利活用のために必要性がある地域
 - 農地(田、畑、果樹園、牧草地、茶畑等)
 - 農業用排水施設

農業・農村基盤図の段階的な整備

□ 予算や優先度を考慮して、H18は以下の空間データ整備を進める。

| 分類 | レイヤ名称 | 仕様 | | | 整備 レベル | 標準とする整備方法 | | | 備考 | |
|---------|----------------|--------------|-----|----------------------|-----------|-----------------|-------|-------|------------------|--|
| | | 種別 | 形状等 | 縮尺等 | | 整備済 | | 未整備 | | |
| | | | | | | デジタルデータの有無 | 有 | | | 無(=紙) |
| | | | | | | 仕様満足 | 仕様未満足 | | | |
| デジタル基図 | デジタルオルソ | ラスター | カラー | 30cm以下 | | 収集 | | | 調達 | 図郭は水士図鑑GISで提供 1: 30cm分解能オルソがない場合は50cm |
| | 地形図 | ベクター ラスター | 線 | 1/2,500 | | 収集 | | 収集 | 補助対象外 | 図郭は水士図鑑GISで提供 行政界は地形図に含む |
| | 数値地形標高 | ベクター | 点 | 50mメッシュ より 高密度 | | 収集 | | | 補助対象外 | 50mメッシュより高密度の標高データ対象 |
| | 農道(地形図にない場合) | ベクター | 線 | 1/2,500 | | 収集 | 収集・編集 | デジタル化 | 図郭・界りから デジタル化 | 幅員4m以上の農道対象 |
| 農業用排水施設 | 用排水路(基幹) | ベクター | 線 | 1/2,500 | | 収集 | 収集・編集 | デジタル化 | | 2: 水士図鑑GISで提供(地域計画官) |
| | 水利施設(基幹) | ベクター | 点 | 1/2,500 | | 収集 | 収集・編集 | デジタル化 | | 2: 水士図鑑GISで提供(地域計画官) |
| | 用排水路(土地改良区等管理) | ベクター | 線 | 1/2,500 | | 収集 | 収集・編集 | デジタル化 | 図郭・界りから デジタル化 | |
| | 水利施設(土地改良区等管理) | ベクター | 点 | 1/2,500 | | 収集 | 収集・編集 | デジタル化 | 図郭・界りから デジタル化 | |
| | ため池 | ベクター | 点 | 1/2,500 | | 収集 ³ | 補助対象外 | 補助対象外 | 補助対象外 | 3: ため池防災データベースで提供(防災課) |
| 農地筆・区画 | 農地筆区画 | ベクター | 面 | 1/2,500 | | 収集 | 収集・編集 | デジタル化 | 図郭・界りから デジタル化 | |
| その他 | | ベクター | | 1/2,500 | | 収集 | 補助対象外 | 補助対象外 | 補助対象外 | 集落界、字界、地すべり防止区域 |

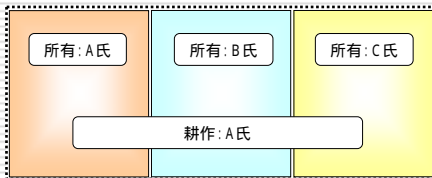
<凡 例>

- 水士里情報として整備しなければならないもの(必須項目)
- 水士里情報の候補と考えるが、現時点の整備対象から外し、地域のニーズや予算の状況を見極めて整備対象とするか否かを判断するもの(保留項目)
- 仕様を満足する情報が無償で得られる場合に整備するもの(選択項目)
- : 整備に要する事業費の計上を認める標準方法(「収集」とは、無償及び実費負担での入手、「編集」は縮尺・位置調整を指す)
- 水利施設: 貯水池、頭首工、水門、管理設備、機場等
- 1/2,500の地形図等が存在しない地域では1/5,000
- これ以外のレイヤは全体事業費の精査をしながら検討

農地・筆区画図とは

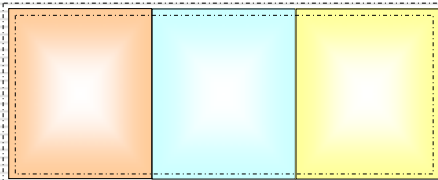
パターン : 複数の筆が1区画として営農

実際の営農状況



---: 営農上の1区画
---: 登記上の1筆

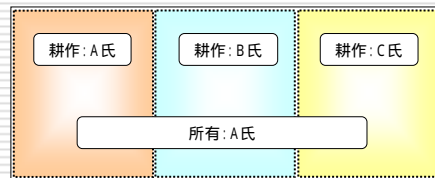
整備する農地筆・区画図



---: 畦畔(整備対象外)
---: 整備する形状(筆界)

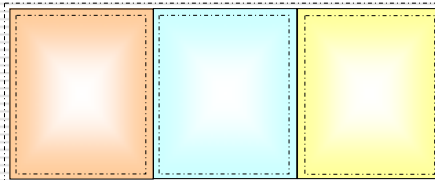
パターン : 1筆が複数の区画として営農

実際の営農状況



---: 営農上の1区画
---: 登記上の1筆

整備する農地筆・区画図



---: 畦畔(整備対象外)
---: 整備する形状(畦畔の中心線)

農地筆・区画図については、1筆若しくは1区画(管理が必要となる最小単位)毎で整備

水土里情報システム

□ 基本的な考え方

- 都道府県土連は、水土里情報センターの運営には、(財)日本水土総合研究所が開発するシステムを統一的に利用することを基本とする。
- システムは、既存のシステムや空間データを生かしたものとする。
- WebGISシステムとし、インターネットを通じて利用機関が属性情報を入力可能とする。(独自のシステムがなくても利用可能な環境の構築)
- 利用者に応じて公開する情報を管理できるようにパスワード管理を可能とする。
- 利用機関間での共有情報と非共有情報を区別した管理を可能とする。
- 国・県・市町村などの関係行政機関や日本水土図鑑GIS等とのシステム連携を図る。
- インターネットからの保守管理を可能とする。
- 利用機関が独自に導入しているシステムに対して空間データを提供する機能を提供する。
- 既存の空間データの有効活用のため、データ変換ツールを開発し、主要なデータフォーマットでの入出力が可能なシステムとする。
- 適切なデータ管理のため、データ提供用の基盤GISのほか、利用機関が入力・登録するデータ登録GISの2層構造とする。(入力されたデータをチェック後に基盤GISに登録する仕組み)
- 補助事業期間後の自立的な運営のため、安価なシステム維持経費の実現を図る。
- 異なるシステムとの連携を円滑化するための標準インターフェースを検討する。

既存のシステムとの連携イメージ

